

四半期特有の会計処理や簡便法をどう使う 税効果会計の 会計処理・開示ポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 宮城 翔平

【この章のエッセンス】

●法人税等の計算および税効果会計の適用にあたっては、原則として年度決算と同様に処理する必要がある。

●年間見積実効税率を用いて税金費用を計算する「四半期特有の会計処理」も任意で適用が可能である。
●年度決算と同様に処理する場合でも、税金費用の計算や繰延税金資産の回収可能性の判断において、簡便的な取扱いが認められている。

はじめに

金融商品取引法に基づき平成20(2008)年4月1日以後開始する事業年度から四半期報告制度が開始

され、早10年が経過した。同制度に対応するために、企業会計基準委員が平成21(2009)年3月14日に企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、「四半期会計基準」という)および企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、「四半期適用指針」という)を公表し、すつかり実務に定着したものと思われる。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

連結会社の個別財務諸表上の税金費用の計算方法(図表1)

(1) 原則的な取扱い

四半期財務諸表は、四半期会計期間を年度と並ぶ一会計期間とみたらえて、四半期財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成する「実績主義」を採用している(四半期会計基準39項)。

したがって、法人税、住民税及び事業税については、四半期会計期間を含む年度の税金計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算

と同様の方法により計算し、繰延税金資産および繰延税金負債については、回収可能性等を検討したうえで、四半期貸借対照表に計上する(四半期会計基準14項)(図表1①)。

(2) 四半期特有の会計処理

税金費用について、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法も任意で選択することができる。この場合、四半期貸借対照表計上額は未払法人税等その他適当な科目により、流動負債または流動資産として表示し、前年度末の繰延税金資産および繰延税金負債については、回収可能性等を検討したうえで、四半期貸借対照表に計上することとする(四半期会計基準14項ただし書き)。

ただし、四半期特有の会計処理を採用している場合でも、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、見積実効税率を使用することはできず、法定実効税率を用いて計算することとなる(企業会計基準適用指針29号「中間財務諸表等における